

新潟県病院局管理規程第11号

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

新潟県病院局事務委任規程の一部を改正する規程

新潟県病院局事務委任規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(院長等への共通委任) 第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。 (1)～(5)の5 (略) (6) 職員の休暇、 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。 (6)の2～(19) (略)	(院長等への共通委任) 第3条 次に掲げる事務は、院長及び校長に委任する。 (1)～(5)の5 (略) (6) 職員の休暇、 <u>部分休業及び職務専念義務の免除の承認等</u> をすること（院長及び校長の5日以上に係るもの並びに結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。）。 (6)の2～(19) (略)

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。